

国不建第532号  
令和5年2月2日

一般社団法人 日本建設業連合会 会長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長  
( 公 印 省 略 )

インボイス制度の円滑な導入に向けた更なる周知等について  
(協力依頼)

本年10月の消費税の適格請求書等保存方式(以下「インボイス制度」という。)への移行に関し、貴会におかれては、日頃より、機関紙を活用した周知等にご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

インボイス制度については、現在、法人全体では約75%が課税事業者として登録済みである一方、個人事業者の登録割合は約34%となっており、制度移行を円滑に進める観点からは、各業界の裾野を意識した周知を行うことが必要です。建設業界においても、元請・下請の双方でインボイス制度の施行に向けた準備を進めていくことが重要であり、このためには、貴会はじめ関係団体の更なるご協力が必要不可欠です。

このような状況を踏まえ、貴会におかれましては、今後も引き続き機関紙やウェブサイトを活用した広報により、インボイス制度の周知にご協力をいただきますよう、改めてお願いいたします。また、既に各会員企業において取引先との間でインボイス制度の導入に向けた準備が進められているものと承知しておりますが、個人事業者等への更なる周知の必要性を踏まえ、本年3月末までに、貴会から各会員企業に対し、インボイス制度に係る行動方針を策定し取引先に周知するよう、働きかけを行っていただきますようご協力をお願いいたします。

併せて、個人事業者等からは、インボイス制度施行後の取引への影響を懸念する声もあることから、インボイス制度への移行に当たり取引先に対し一方的な値引きや価格の据え置き等の行為を行うことがないように、建設業法(昭和24年法律第100号)等の関係法令を遵守することについても改めて周知方お願いいたします。

なお、広報誌への掲載状況や会員企業における対応方針の策定状況については、必要な時期にフォローアップを行う予定ですので、その際はご協力をお願いいたします。